

秋田県立大学学則

平成18年 4月 1日

規程第100号

改正 平成18年 8月 2日

改正 平成18年12月13日

改正 平成19年 4月 1日

改正 平成20年 4月 1日

改正 平成22年 3月10日

改正 平成22年 4月14日

目次

第1章 総則

第1節 目的等（第1条－第6条）

第2節 運営組織（第7条－第22条）

第3節 学年、学期及び休業日（第23条－第25条）

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限（第26条・第27条）

第2節 入学（第28条－第36条）

第3節 授業科目、履修方法等（第37条－第42条）

第4節 休学、復学、転学、転学部、転学科、留学、退学及び除籍（第43条－第50条）

第5節 卒業、学位及び教育職員免許（第51条－第52条の2）

第6節 授業料等（第53条）

第7節 福利厚生施設（第54条）

第8節 賞罰（第55条・第56条）

第9節 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び外国人留学生（第57条－第62条）

第3章 共同研究及び受託研究（第63条）

第4章 大学開放（第64条）

第5章 補則（第65条）

附則

第1章 総則

第1節 目的等

（目的）

第1条 秋田県立大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の精神にのっとり、次代を担う有為な人材を育

成するとともに、開かれた大学として地域の持続的発展に貢献することを目的とする。

(自己評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育研究の活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 本学に、前項の点検及び評価を行うため、秋田県立大学自己評価委員会を置く。

3 秋田県立大学自己評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(学部、学科、入学定員及び収容定員)

第3条 本学にシステム科学技術学部及び生物資源科学部を置く。

2 前項に規定する学部には置く学科並びにその入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部	学 科	入学定員	収容定員
システム科学技術学部	機械知能システム学科	80人	320人
	電子情報システム学科	80人	320人
	建築環境システム学科	40人	160人
	経営システム工学科	40人	160人
生物資源科学部	応用生物科学科	40人	160人
	生物生産科学科	40人	160人
	生物環境科学科	30人	120人
	アグリビジネス学科	40人	160人

(大学院)

第3条の2 本学に大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

(総合科学教育研究センター)

第4条 本学に教養教育、語学教育、保健体育教育、情報教育その他の各学部に通ずる教育及び研究を行うための組織として総合科学教育研究センターを置く。

(地域連携・研究推進センター)

第4条の2 本学に、学術研究の推進、知的財産の管理、地域における科学技術の発展及び産業の振興に資するための組織として、地域連携・研究推進センターを置く。

(附属施設)

第5条 本学に研究施設として、木材高度加工研究所を附置する。

2 本学に附属の施設として、図書・情報センターを置く。

3 附属の施設に関し必要な事項は、別に定める。

(学部の附属施設)

第5条の2 生物資源科学部に、同学部の教育、研究及び地域貢献を推進するための附属の施設として、フィールド教育研究センターを置く。

(事務局)

第6条 本学に、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 運営組織

(職員)

第7条 本学に学長、教授、准教授、助教、助手、事務職員、技術職員その他の必要な職員を置く。

2 本学に、必要に応じ、副学長を置くことができる。

(学部長及び学科長)

第8条 学部に学部長を置き、当該学部の教授をもって充てる。

2 学部の学科に学科長を置き、当該学科の教授をもって充てる。

(総合科学教育研究センター長)

第9条 総合科学教育研究センターに総合科学教育研究センター長を置き、当該センターの教授をもって充てる。

(地域連携・研究推進センター長)

第10条 地域連携・研究推進センターに地域連携・研究推進センター長を置く。

(図書・情報センター長)

第11条 図書・情報センターに図書・情報センター長を置く。

(木材高度加工研究所長)

第12条 木材高度加工研究所に木材高度加工研究所長を置き、教授をもって充てる。

(学生部長)

第13条 本学に学生部長を置く。

(フィールド教育研究センター長)

第13条の2 フィールド教育研究センターにフィールド教育研究センター長を置き、生物資源科学部の教授をもって充てる。

(学長等の選考の方法等)

第14条 学長、副学長及び第8条から前条までに掲げる者の選考の方法、任期その他必要な事項については、別に定める。

(事務局長)

第15条 事務局に事務局長を置く。

(名誉教授)

第16条 本学の創設若しくは発展に寄与した者又は本学に多年にわたり勤務した者であつて、教育上又は学術研究上特に功績のあつたものに対し、名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授の称号の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(客員教授等)

第17条 本学に客員教授、客員准教授及び客員研究員を置くことができる。

2 客員教授、客員准教授及び客員研究員に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第18条 学部及び木材高度加工研究所に教授会を置く。

- 2 学部に置く教授会は、学部に所属する専任の教授をもって組織する。ただし、必要に応じ、准教授その他の職員を加えることができる。
- 3 学部に置く教授会は、学部に関する次に掲げる事項を審議する。
 - 一 学科目又は講座及び授業科目の種類及び編成に関する事項
 - 二 学生の入学、休学、復学、転学、留学、退学（第4号に係るものを除く。）、除籍、卒業その他の身分に関する事項
 - 三 学生の厚生補導に関する事項
 - 四 学生の賞罰に関する事項
 - 五 学位に関する事項
 - 六 学科その他の機関の連絡調整に関する事項
 - 七 その他学部の教育及び研究に関する重要な事項
- 4 木材高度加工研究所に置く教授会は、木材高度加工研究所に所属する教授をもって組織する。ただし、必要に応じ、准教授その他の職員を加えることができる。
- 5 木材高度加工研究所に置く教授会は、木材高度加工研究所の研究に関する重要な事項を審議する。
- 6 前各項に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。
(代議員会)

第19条 教授会に、その権限に属する事項のうち特定のものを審議するため、教授会を組織する教授のうちの一部の者をもって組織する代議員会を置くことができる。

- 2 教授会があらかじめ委任した事項については、代議員会の議決をもって教授会の議決とすることができる。
- 3 前二項に定めるもののほか、代議員会に関し必要な事項は、別に定める。
(総合科学教育研究センター協議会)

第20条 総合科学教育研究センターに総合科学教育研究センター協議会を置く。

- 2 総合科学教育研究センター協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - 一 総合科学教育研究センター長
 - 二 総合科学教育研究センターに所属する教授2名
 - 三 総合科学教育研究センターに所属する教員で学長が指定した者
 - 四 各学部ごとに所属する教授2名
 - 五 その他学長が指定した者
- 3 総合科学教育研究センター協議会は、総合科学教育研究センターに関する次に掲げる事項を審議する。
 - 一 授業科目の種類及び編成に関する事項
 - 二 その他総合科学教育研究センターの教育及び研究に関する重要な事項
- 4 前三項に定めるもののほか、総合科学教育研究センター協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(地域連携・研究推進センター協議会)

第21条 地域連携・研究推進センターに地域連携・研究推進センター協議会を置く。

- 2 地域連携・研究推進センター協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - 一 地域連携・研究推進センター長
 - 二 地域連携・研究推進センターに所属する専任の教授
 - 三 各学部の各学科ごとに所属する教授1名
 - 四 総合科学教育研究センターに所属する教授1名
 - 五 木材高度加工研究所に所属する教授1名
 - 六 事務局長
 - 七 その他学長が指定した者
- 3 地域連携・研究推進センター協議会は、地域連携・研究推進センターに関する次に掲げる事項を審議する。
 - 一 事業計画に関する事項
 - 二 その他地域連携・研究推進センターの運営に関する重要な事項
- 4 前三項に定めるもののほか、地域連携・研究推進センター協議会に関し必要な事項は別に定める。

(フィールド教育研究センター協議会)

第21条の2 フィールド教育研究センターにフィールド教育研究センター協議会を置く。

- 2 フィールド教育研究センター協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - 一 フィールド教育研究センター長
 - 二 フィールド教育研究センターに所属する第7条に規定する職員2名
 - 三 生物資源科学部の学科ごとに所属する教授1名
 - 四 大潟キャンパスリーダー
 - 五 その他学長が指定した者
- 3 フィールド教育研究センター協議会は、フィールド教育研究センターに関する次に掲げる事項を審議する。
 - 一 事業計画に関する事項
 - 二 その他フィールド教育研究センターの運営に関する重要な事項
- 4 前三項に定めるもののほか、フィールド教育研究センター協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第22条 本学に、必要に応じ、委員会を置く。

- 2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 学年、学期及び休業日

(学年)

第23条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第24条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第25条 休業日は、次のとおりとする。ただし、特に必要がある場合は、これを変更し、臨時に休業日を設け、又は休業日においても授業を行うことができる。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
- 三 春季休業日（2月11日から4月10日までの日）
- 四 夏季休業日（8月1日から9月30日までの日）
- 五 冬季休業日（12月24日から翌年1月13日までの日）
- 六 開学記念日（6月5日）

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第26条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第27条 学生は、8年（第33条から第35条までの規定により入学した学生、第47条第1項の規定により転学部若しくは転学科した学生又は第48条第1項の規定により留学した学生にあっては、それぞれ第36条、第47条第2項又は第48条第2項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数）を超えて在学することができない。

第2節 入学

(入学の時期)

第28条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、次の各号に掲げる者の入学の時期は、当該各号に定める時期とすることができる。

- 一 第57条第1項の規定により入学を許可された研究生 各月の初日
- 二 第58条第1項の規定により入学を許可された科目等履修生、第59条第1項の規定により入学を許可された聴講生その他特別の理由があると学長が認める者 後期の始め
- 三 第60条第1項の規定により入学を許可された特別聴講学生 学長が入学を許可した日

(入学資格)

第29条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに

相当する学校教育を修了した者を含む。)

- 三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
 - 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - 五 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - 六 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条第4号の文部科学大臣の指定した者
 - 七 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
 - 八 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者で、本学において、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - 九 本学において、入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、高等学校に2年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、別に定める分野において特に優れた資質を有すると認められる者を、本学に入学させることができる。

(入学の志願の手続)

第30条 本学への入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、所定の期日までに、別に定める書類を添えた入学願書を学長に提出するとともに、所定の入学検定料を納付しなければならない。

(入学者の選考)

第31条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第32条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、別に定める書類を学長に提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項に規定する入学手続を完了した者について、教授会の議を経て、入学を許可する。この場合において、公立大学法人秋田県立大学学生納付金規程(公立大学法人秋田県立大学規程第13号。以下「学生納付金規程」という。)の定めるところにより入学料の減免又は分割徴収若しくは徴収の猶予を願い出た者は、入学料を納付した者とみなす。

(編入学)

第33条 次の各号のいずれかに該当する者で本学への入学を志願するものがあるときは、欠員の状況等により、教授会の議を経て、選考の上、学長が相当年次に入学を許可することができる。

- 一 大学を卒業し、又は退学した者
 - 二 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
 - 三 専修学校の専門課程を修了した者
- (再入学)

第34条 次の各号のいずれかに該当する者で本学の同一の学科に再入学を志願するものがあるときは、欠員の状況等により、教授会の議を経て、学長が相当年次に入学を許可することができる。

- 一 第49条第1項の規定により退学を許可された者
 - 二 第49条第2項の規定により退学となった者で、当該未納であった授業料を完納したものの
- (転入学)

第35条 他の大学又は短期大学（以下「他の大学等」という。）に在学している学生で本学への転入学を志願するものがあるときは、欠員の状況等により、教授会の議を経て、選考の上、学長が相当年次に入学を許可することができる。

(編入学等の場合の取扱い)

第36条 前三条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及びその単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

第3節 授業科目、履修方法等

(授業科目)

第37条 本学の授業科目は、次に掲げる科目に区分する。

- 一 履修により修得した単位数を卒業の認定のために修得が必要な単位数のうちに加えることができる科目（以下「卒業単位認定科目」）でその履修を義務付けられているもの（以下「必修科目」という。）
- 二 卒業単位認定科目で選択によりその履修をすることができるもの（以下「選択科目」という。）
- 三 選択により履修をすることができるが、卒業単位認定科目とはならない科目（以下「自由科目」という。）

2 前項の授業科目の種類及びその単位数並びに学生が修得すべき単位数並びに授業科目の配当年次、履修方法等は、別に定める。

(単位の計算方法)

第38条 各授業科目の単位数は、一単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- 一 講義については、15時間の授業をもって一単位とする。
- 二 演習、実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって一単位とする。

(単位の授与)

第39条 授業科目を履修した者の当該科目の修了の認定は、原則として試験によるものとし、その試験に合格した学生には、所定の単位を与えるものとする。

(成績の評価)

第40条 前条の試験の成績は、優、良、可及び不可をもって表し、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第41条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学等との協議に基づき、学生に当該他の大学等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会の議を経て、30単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認めることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第42条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の大学等又は外国の大学若しくは短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修により修得した単位を含む。)を本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、前条第2項の規定による単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第4節 休学、復学、転学、転学部、転学科、留学、退学及び除籍

(休学)

第43条 学長は、疾病その他やむを得ない理由により引き続き2月以上修学することができない学生について、その者の願い出により、教授会の議を経て、休学を許可することができる。

2 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる学生について、教授会の議を経て、休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第44条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、学長は、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学の期間の延長を認めることができる。

2 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学の期間は、第26条に規定する修業年限及び第27条に規定する在学年限に算入しない。

(復学)

第45条 学長は、第43条の規定により休学した学生について、休学の期間が満了したとき、又は休学の期間中にその理由が消滅したときは、その者の願い出により、教授会の議を経て、復学を許可することができる。

(転学)

第46条 他の大学等に入学をすることを志願する学生は、学長の許可を受けなければならぬ

い。

(転学部及び転学科)

第47条 学長は、他の学部への転学部又は同一学部の他の学科への転学科を志願する学生があるときは、欠員等の状況により、教授会の議を経て、選考の上、これを許可することができる。

2 前項の許可を得て転学部又は転学科をした学生の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

(留学)

第48条 学長は、外国の大学又は短期大学に留学をすることを志願する学生があるときは、教授会の議を経て、これを許可することができる。

2 前項の許可を得て留学をした学生の本学に在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

3 第41条第2項の規定は、第1項の規定により学生が外国の大学又は短期大学に留学をする場合に準用する。

(退学)

第49条 学長は、退学しようとする者について、その願い出により、教授会の議を経て、これを許可することができる。

2 学長は、授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者を、教授会の議を経て、退学にすることができる。

(除籍)

第50条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者を、教授会の議を経て、除籍をすることができる。

一 第27条に規定する在学年限を超えた者

二 第44条第1項又は第2項に規定する休学の期間を超えてなお復学することができない者

三 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の旨届出のあった者

第5節 卒業、学位及び教育職員免許

(卒業)

第51条 本学に4年(第33条から第35条までの規定により入学した学生、第47条第1項の規定により転学部若しくは転学科をした学生又は第48条第1項の規定により留学をした学生にあつては、それぞれ第36条、第47条第2項又は第48条第2項の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、所定の授業科目を履修し、及び別に定めるところにより124単位以上の単位を修得した学生については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、前項の規定により卒業を認定した学生に対し、卒業証書を授与する。

3 卒業の時期は、学年又は前期の終わりとする。

(学位記及び学位)

第52条 卒業した者には、学位記を交付し、及び次の学部の区分に従い学位を授与する。

システム科学技術学部 学士(工学)

生物資源科学部

応用生物科学科、生物

生産科学科及び生物環

境科学科 学士(生物資源科学)

アグリビジネス学科 学士(農学)

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許)

第52条の2 教育職員の免許状を受ける資格を取得しようとする学生は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める単位を修得しなければならない。

2 本学において取得できる教育職員の免許状の種類及び免許教科は、次のとおりとする。

学部	学科等		免許状の種類	免許教科
システム科学技術学部	機械知能システム学科	理科コース	高等学校教諭一種免許状	理科
		工業コース	高等学校教諭一種免許状	工業
	電子情報システム学科	理科コース	高等学校教諭一種免許状	理科
		工業コース	高等学校教諭一種免許状	工業
	建築環境システム学科		高等学校教諭一種免許状	工業
	経営システム工学科		高等学校教諭一種免許状	工業
生物資源科学部	応用生物科学科	理科コース	高等学校教諭一種免許状	理科
		農業コース	高等学校教諭一種免許状	農業
	生物生産科学科	理科コース	高等学校教諭一種免許状	理科
		農業コース	高等学校教諭一種免許状	農業
	生物環境科学科	理科コース	高等学校教諭一種免許状	理科
		農業コース	高等学校教諭一種免許状	農業
	アグリビジネス学科		高等学校教諭一種免許状	農業

3 第1項の資格の取得に必要な授業科目は、別に定める。

第6節 授業料等

第53条 本学の授業料、入学料及び入学検定料の額並びにこれらの徴収方法は、学生納付金規程の定めるところによる。

第7節 福利厚生施設

第54条 本学に、学生の福利厚生に資するため、保健室、学生相談室その他の福利厚生施設

を置く。

- 2 福利厚生施設に関し必要な事項は、別に定める。

第8節 賞罰

(表彰)

第55条 学長は、他の模範となる学生を、教授会の議を経て、表彰することができる。

(懲戒)

第56条 学長は、この学則若しくは本学の諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者を、教授会の議を経て、懲戒することができる。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 停学の期間は、第26条に規定する修業年限及び第27条に規定する在学年限に算入する。

第9節 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第57条 学長は、本学において特定の専門事項について研究することを志願する者がいるときは、本学の教育及び研究に支障のない場合に限り、教授会の議を経て、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

- 2 前項の志願をすることができる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 3 研究期間は、1年以内の期間とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を延長することができる。

(科目等履修生)

第58条 学長は、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者がいるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、教授会の議を経て、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 前項の志願をすることができる者は、高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 3 科目等履修生の履修期間は、1年以内の期間とする。
- 4 科目等履修生には、第39条及び第40条の規定を準用して単位を与えることができる。

(聴講生)

第59条 学長は、本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者がいるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、教授会の議を経て、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、聴講生に準用する。

(特別聴講学生)

第60条 学長は、他の大学等に在学している学生で本学において授業科目を履修することを志願するものがあるときは、教授会の議を経て、当該他の大学等との協議に基づき、特別聴

講学生として入学を許可することができる。

- 2 特別聴講学生には、第39条及び第40条の規定を準用して単位を与えることができる。
(外国人留学生)

第61条 学長は、外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学することを志願するものがあるときは、教授会の議を経て、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生に対しては、第37条の規定にかかわらず、日本語及び日本事情に関する授業科目を設けることができる。
(研究生等に関する規定)

第62条 第57条から前条までに定めるもののほか、研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 共同研究及び受託研究

第63条 本学の学術研究に資するため、学長の承認を得て、民間会社、地方公共団体その他の法人（以下「民間会社等」という。）の研究者との共同研究及び民間会社等からの受託研究を行うことができる。

- 2 共同研究及び受託研究に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 大学開放

第64条 広く県民に高度な教育の機会を提供し、地域文化の発展に寄与するため、公開講座の開催その他の大学開放の事業を行うことができる。

- 2 大学開放の事業に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 補則

第65条 この学則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度から平成20年度までの間における各年度の秋田県立大学生物資源科学部アグリビジネス学科の収容定員は、第3条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成18年度の収容定員	平成19年度の収容定員	平成20年度の収容定員
40人	80人	120人

- 3 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に本学に置かれる職員は、第7条第1項の規定にかかわらず、秋田県立大学条例施行規則等を廃止する規則（平成18年秋田県規則第14号）により廃止された秋田県立大学学則（平成11年秋田県規則第50号）第7条第1項の例による。

附 則（平成18年8月2日改正）

- 1 この規程は、平成18年8月2日から施行する。
- 2 この規程による改正後の秋田県立大学学則第5条の2の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成18年12月13日改正）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日改正）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日改正）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月10日改正）

この規程は、平成22年3月10日から施行する。

附 則（平成22年4月14日改正）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

秋田県立大学大学院学則

平成18年 4月 1日

規程第101号

改正 平成18年 8月 2日

改正 平成22年 3月10日

改正 平成22年 4月14日

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 運営組織（第5条－第6条の2）

第3章 修業年限及び在学年限（第7条・第8条）

第4章 入学（第9条－第17条）

第5章 授業科目、履修方法等（第18条－第26条）

第6章 休学、復学、転学、転専攻、留学、退学及び除籍（第27条－34条）

第7章 修了、学位及び教育職員免許（第35条－第37条の2）

第8章 授業料等（第38条）

第9章 賞罰（第39条・第40条）

第10章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生、社会人学生及び
外国人留学生（第41条－第48条）

第11章 補則（第49条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この学則は、秋田県立大学学則（公立大学法人秋田県立大学規程第100号。以下「大学学則」という。）第3条の2第2項の規定に基づき、秋田県立大学大学院（以下「本学大学院」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（本学大学院の目的）

第2条 本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

（課程）

第3条 本学大学院に、博士課程を置く。

2 前項の博士課程は、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する。

3 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

4 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(研究科等)

第4条 本学大学院にシステム科学技術研究科及び生物資源科学研究科を置く。

2 前項に規定する研究科の課程並びに当該研究科に置く専攻並びにその入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	課程	専攻	入学定員	収容定員
システム科学技術研究科	博士前期課程	機械知能システム学専攻	18人	36人
		電子情報システム学専攻	18人	36人
		建築環境システム学専攻	7人	14人
		経営システム工学専攻	7人	14人
	博士後期課程	総合システム科学専攻	8人	24人
生物資源科学研究科	博士前期課程	生物資源科学専攻	28人	56人
	博士後期課程	生物資源科学専攻	5人	15人

第2章 運営組織

(研究科長)

第5条 本学大学院の研究科に研究科長を置き、システム科学技術研究科にあつてはシステム科学技術学部長を、生物資源科学研究科にあつては生物資源科学部長をもって充てる。

(研究科教授会)

第6条 本学大学院の研究科に研究科教授会を置く。

2 研究科教授会は、当該研究科の教授をもって組織する。ただし、必要に応じ、准教授その他の職員を加えることができる。

3 研究科教授会は、研究科に関する次に掲げる事項を審議する。

- 一 学科目又は講座及び授業科目の種類及び編成に関する事項
- 二 学生の入学、休学、復学、転学、留学、退学（第4号に係るものを除く。）、除籍、修了その他の身分に関する事項
- 三 学生の厚生補導に関する事項
- 四 学生の賞罰に関する事項
- 五 学位に関する事項
- 六 専攻その他の機関の連絡調整に関する事項
- 七 その他研究科の教育及び研究に関する重要な事項

4 前三項に定めるもののほか、研究科教授会に必要な事項は、別に定める。

(代議員会)

第6条の2 研究科教授会に、その権限に属する事項のうち特定のものを審議するため、研究科教授会を組織する教授のうちの一部の者をもって組織する代議員会を置くことができる。

- 2 研究科教授会があらかじめ委任した事項については、代議員会の議決をもって研究科教授会の議決とすることができる。
- 3 前二項に定めるもののほか、代議員会に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第7条 博士前期課程の修業年限は、2年とする。

- 2 博士後期課程の修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第8条 博士前期課程の学生は、4年を超えて在学することができない。

- 2 博士後期課程の学生は、6年を超えて在学することができない。
- 3 第14条から第16条までの規定により入学した学生、第31条第1項の規定により転専攻した学生又は第32条第1項の規定により留学した学生にあつては、前二項の規定にかかわらず、それぞれ第17条、第31条第2項又は第32条第2項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第4章 入学

(入学の時期)

第9条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、次の各号に掲げる者の入学の時期は、当該各号に定める時期とすることができる。

- 一 第41条第1項の規定により入学を許可された研究生及び第45条の規定により入学を許可された特別研究生 各月の初日
- 二 特別の理由があると学長が認める者 後期の始め

(入学資格)

第10条 博士前期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条第1項に規定する大学を卒業した者
- 二 学校教育法第104条第4項の規定により、学士の学位を授与された者
- 三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- 六 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以後

に修了した者

七 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第6号の規定により文部科学大臣の指定した者

八 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者で、本学大学院において、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

九 本学大学院において、入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 前項の規定にかかわらず、学長は、大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、別に定める単位を優秀な成績で修得したと認められた者を、博士前期課程に入学させることができる。

3 博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 修士の学位又は専門職学位（学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この項において同じ。）を有する者

二 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

五 学校教育法施行規則第156条第4号の規定により文部科学大臣の指定した者

六 本学大学院において、入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力を有すると認めた者で、24歳に達したもの

（入学の志願の手続）

第11条 本学大学院への入学を志願する者は、所定の期日までに、別に定める書類を添えた入学願書を学長に提出するとともに、所定の入学検定料を納付しなければならない。

（入学者の選考）

第12条 本学大学院へ入学を志願する者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第13条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、別に定める書類を学長に提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続を完了した者について、研究科教授会の議を経て、入学を許可する。この場合において、公立大学法人秋田県立大学学生納付金規程（公立大学法人秋田県立大学規程第13号。以下「学生納付金規程」という。）の定めるところにより入学料の減免又は分割徴収若しくは徴収の猶予を願い出た者は、入学料を納付した者とみなす。

（編入学）

第14条 本学大学院以外の大学院（以下「他の大学院」という。）を修了し、又は退学した

者で本学大学院への編入学を志願するものがあるときは、欠員の状況等により、研究科教授会の議を経て、選考の上、学長が相当年次に入学を許可することができる。

(再入学)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者で本学大学院の同一の専攻に再入学を志願するものがあるときは、欠員の状況等により、研究科教授会の議を経て、学長が相当年次に入学を許可することができる。

- 一 第33条第1項の規定により退学を許可された者
- 二 第33条第2項の規定により退学となった者で、当該未納であった授業料を完納したものの

(転入学)

第16条 他の大学院に在学している学生で本学大学院への転入学を志願するものがあるときは、欠員の状況等により、研究科教授会の議を経て、選考の上、学長が相当年次に入学を許可することができる。

(編入学等の場合の取扱い)

第17条 前三条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及びその単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科教授会の議を経て、学長が決定する。

第5章 授業科目、履修方法等

(授業科目)

第18条 博士前期課程及び博士後期課程の授業科目は、次に掲げる科目に区分する。

- 一 履修により修得した単位数を修了の認定のために修得が必要な単位数のうちに加えることができる科目（次号において「修了単位認定科目」という。）でその履修を義務付けられているもの 必修科目
- 二 修了単位認定科目で選択によりその履修をすることができるもの 選択科目

2 前項の授業科目の種類及びその単位数並びに学生が修得すべき単位数並びに授業科目の配当年次、履修方法等は、別に定める。

(単位の計算方法)

第19条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- 一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- 二 演習、実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第20条 授業科目を履修した者の当該科目の修了の認定は、原則として試験によるものとし、その試験に合格した学生には、所定の単位を与えるものとする。

(成績の評価)

第21条 前条の試験の成績は、優、良、可及び不可をもって表し、優、良及び可を合格と

し、不可を不合格とする。

(授業及び研究指導)

第22条 博士前期課程又は博士後期課程における教育は、授業科目の授業及び修士論文又は博士論文の作成に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第23条 学長は、教育研究上有益と認めるときは、他の大学院又は本学以外の研究所等（以下「大学院等」という。）との協議に基づき、学生が当該他の大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、その期間は、1年を超えないものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第24条 学長は、教育研究上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該他の大学院の授業科目を履修させることができる。

(他の大学院等における研究指導等による修得単位の認定)

第25条 前条の規定により修得した単位は、研究科教授会の議を経て、10単位を超えない範囲で博士前期課程又は博士後期課程修了の要件となる単位として認めることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第26条 学長は、教育研究上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に他の大学院において修得した単位（科目等履修により修得した単位を含む。）を本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、前条の規定による単位数と合わせて10単位を超えないものとする。

第6章 休学、復学、転学、転専攻、留学、退学及び除籍

(休学)

第27条 学長は、疾病その他やむを得ない理由により引き続き2月以上修学することができない学生について、その者の願い出により、研究科教授会の議を経て、休学を許可することができる。

2 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる学生について、研究科教授会の議を経て、休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第28条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、学長は、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学の期間の延長を認めることができる。

2 休学の期間は、通算して、博士前期課程にあつては2年を、博士後期課程にあつては3年を超えることができない。

3 休学の期間は、第7条に規定する修業年限及び第8条に規定する在学年限に算入しない。

(復学)

第29条 学長は、第27条の規定により休学した学生について、休学の期間が満了したとき、

又は休学の期間中にその理由が消滅したときは、その者の願い出により、研究科教授会の議を経て、復学を許可することができる。

(転学)

第30条 他の大学院に入学をすることを志願する学生は、学長の許可を受けなければならない。

(転専攻)

第31条 学長は、他の専攻への転専攻を志願する学生があるときは、欠員等の状況により、研究科教授会の議を経て、選考の上、これを許可することができる。

2 前項の許可を得て転専攻をした学生の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科教授会の議を経て、学長が決定する。

(留学)

第32条 学長は、外国の大学院に留学をすることを志願する学生があるときは、研究科教授会の議を経て、これを許可することができる。

2 前項の許可を得て留学をした学生の本学に在学すべき年数については、研究科教授会の議を経て、学長が決定する。

3 第25条の規定は、第1項の規定により学生が外国の大学院に留学をする場合に準用する。

(退学)

第33条 学長は、退学しようとする者について、その願い出により、研究科教授会の議を経て、これを許可することができる。

2 学長は、授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者を、教授会の議を経て、退学にすることができる。

(除籍)

第34条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者を、研究科教授会の議を経て、除籍することができる。

一 第8条に規定する在学年限を超えた者

二 第28条第1項又は第2項に規定する休学の期間を超えてなお復学することができない者

三 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の旨届出のあった者

第7章 修了、学位及び教育職員免許

(博士前期課程の修了)

第35条 博士前期課程に2年(第14条から第16条までの規定により入学した学生、第31条第1項の規定により転専攻をした学生又は第32条第1項の規定により留学をした学生にあっては、それぞれ第17条、第31条第2項又は第32条第2項の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、所定の授業科目を修得し、及び別に定めるところにより30単位以上の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び試験に合格した学生については、研究科教授会の議を経て、学長が博士前期課程の修

了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたと学長が認めた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の修了の時期は、学期の終わりとする。

(博士後期課程の修了)

第36条 博士後期課程に3年(第14条から第16条までの規定により入学した学生又は第32条第1項の規定により留学をした学生にあっては、それぞれ第17条又は第32条第2項の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、別に定めるところにより16単位以上の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格した学生については、研究科教授会の議を経て、学長が博士後期課程の修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、研究科教授会において、優れた業績を上げた者と認めた場合には、次に掲げる年数以上在学すれば足りるものとする。

- 一 博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含み3年以上
- 二 博士前期課程において特に優れた業績を上げ、1年以上2年未満の在学期間で当該課程を修了した者にあつては、当該課程における在学期間を含み3年以上
- 三 第10条第3項第2号から第6号までの規定に該当することにより入学した者にあつては、1年以上

2 前項の修了の時期は、学期の終わりとする。

(学位記及び学位)

第37条 本学大学院を修了した者には、学位記を交付し、及び次の区分に従い学位を授与する。

研究科	課程	学位
システム科学技術研究科	博士前期課程	修士(工学)
	博士後期課程	博士(工学)
生物資源科学研究科	博士前期課程	修士(生物資源科学)
	博士後期課程	博士(生物資源科学)

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許)

第37条の2 教育職員の免許状を受ける資格を取得しようとする学生は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める単位を修得しなければならない。

2 本学大学院において取得できる教育職員の免許状の種類及び免許教科は、次のとおりとする。

研究科	課程	専攻等		免許状の種類	免許教科
システム科学技術	博士前期	機械知能システム学専攻	工業コース	高等学校教諭専修免許状	工業
		電子情報システム学専攻	工業コース	高等学校教諭専修免許状	工業

研究科	課程	建築環境システム学専攻	工業コース	高等学校教諭専修免許状	工業
		経営システム工学専攻	工業コース	高等学校教諭専修免許状	工業
生物資源 科学研究 科	博士 前期 課程	生物資源科学専攻	理科コース	高等学校教諭専修免許状	理科
			農業コース	高等学校教諭専修免許状	農業

3 第1項の資格の取得に必要な授業科目は、別に定める。

第8章 授業料等

第38条 本学大学院の授業料、入学料及び入学検定料の額並びにこれらの徴収方法は、学生納付金規程の定めるところによる。

第9章 賞罰

(表彰)

第39条 学長は、他の模範となる学生を、研究科教授会の議を経て、表彰することができる。

(懲戒)

第40条 学長は、大学学則、この学則若しくは本学大学院の諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者を、研究科教授会の議を経て、懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 停学の期間は、第7条に規定する修業年限及び第8条に規定する在学年限に算入する。

第10章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生、社会人学生及び外国人留学生

(研究生)

第41条 学長は、本学大学院において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学大学院の教育及び研究に支障のない場合に限り、研究科教授会の議を経て、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 前項の志願をすることができる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1年以内の期間とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を延長することができる。

(科目等履修生)

第42条 学長は、本学大学院において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学大学院の教育に支障のない場合に限り、研究科教授会の議を経て、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 前項の志願をすることができる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 科目等履修生の履修期間は、1年以内の期間とする。

4 科目等履修生には、第20条及び第21条の規定を準用して単位を与えることができる。
(聴講生)

第43条 学長は、本学大学院において特定の授業科目を聴講することを志願する者がいるときは、本学大学院の教育に支障のない場合に限り、研究科教授会の議を経て、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、聴講生に準用する。
(特別聴講学生)

第44条 学長は、他の大学院に在学している学生で本学大学院において授業科目を履修することを志願するものがあるときは、研究科教授会の議を経て、当該他の大学院等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生には、第20条及び第21条の規定を準用して単位を与えることができる。
(特別研究学生)

第45条 学長は、他の大学院に在学している学生で本学大学院において研究指導を受けることを志願するものがあるときは、研究科教授会の議を経て、当該他の大学院及びその研究科との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することができる。

(社会人学生)

第46条 学長は、社会人で本学大学院に入学することを志願するものがあるときは、研究科教授会の議を経て、選考の上、社会人学生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第47条 学長は、外国人で、本学大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本学大学院に入学することを志願するものがあるときは、研究科教授会の議を経て、選考の上、留学生として入学を許可することができる。

(研究生等に関する規定)

第48条 第41条から前条までに定めるもののほか、社会人学生、外国人留学生、研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生、社会人学生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 補則

第49条 この学則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年8月2日から施行する。

附 則 (平成22年3月10日改正)

- 1 この規程は、平成22年3月10日から施行する。ただし、第4条第2項の専攻、入学定員及び収容定員並びに第37条の2第2項の専攻等、免許状の種類及び免許教科の改正規定については、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日以前に生物資源科学研究科生物機能科学専攻又は遺伝資源科学専攻の博士前期課程又は博士後期課程に入学し、平成23年4月1日以後も引き続き在籍する者については、なお従前の例による。
- 3 平成23年3月31日以前に生物資源科学研究科生物機能科学専攻又は遺伝資源科学専攻に入学した研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、社会人学生及び外国人留学生で、平成23年4月1日以後も引き続き在籍する者については、前項の規定を準用する。

附 則（平成22年4月14日改正）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

秋田県立大学大学院研究科教授会規程

平成18年 4月 1日

規程第106号

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田県立大学大学院学則（公立大学法人秋田県立大学規程第101号）第6条第4項の規定に基づき、大学院研究科に置く教授会（以下、「研究科教授会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第2条 研究科教授会は、当該研究科に所属する教授をもって組織する。ただし、必要に応じ、准教授その他の職員を加えることができる。

(審議事項)

第3条 研究科教授会は、研究科に関する次の事項を審議する。

- 一 学科目又は講座及び授業科目の種類及び編成に関する事項
- 二 学生の入学、休学、復学、転学、留学、退学（第4号に係るものを除く。）、除籍、修了その他の身分に関する事項
- 三 学生の厚生補導に関する事項
- 四 学生の賞罰に関する事項
- 五 学位に関する事項
- 六 専攻その他の機関の連絡調整に関する事項
- 七 その他研究科の教育及び研究に関する重要な事項

(招集及び議長)

第4条 研究科教授会は、必要に応じ研究科長が招集し、その議長となる。

- 2 研究科長に事故のあるときは、研究科長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

(定足数)

第5条 研究科教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

(議決)

第6条 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、研究科教授会が特に重要と認めた事項については、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(関係職員からの意見聴取等)

第7条 研究科教授会は、必要に応じ、本学関係職員を出席させ、説明を求め、又はその意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 研究科教授会に、専門の事項を調査し及び審議するため、専門委員会を置くことができる。

(議事録)

第9条 研究科教授会の議事録は、事務職員が作成し、議長が署名し、総務本部長が保管する。

(会議の非公開)

第10条 研究科教授会の会議は、公開しない。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、研究科教授会の運営に関し必要な事項は、研究科教授会が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する

秋田県立大学木材高度加工研究所教授会規程

平成18年 4月 1日

規程第103号

改正 平成19年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田県立大学学則（公立大学法人秋田県立大学規程第100号）第18条の規定に基づき、木材高度加工研究所に置く教授会（以下「研究所教授会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第2条 研究所教授会は、木材高度加工研究所に所属する専任の教授をもって組織する。ただし、必要に応じ、准教授その他の職員を加えることができる。

(審議事項)

第3条 研究所教授会は、木材高度加工研究所の研究に関する重要な事項を審議する。

(招集及び議長)

第4条 研究所教授会は、必要に応じ所長が招集し、その議長となる。

2 所長に事故のあるときは、所長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

(関係職員からの意見聴取等)

第7条 研究所教授会は、必要に応じ、本学関係職員を出席させ、説明を求め、又はその意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 研究所教授会に、専門の事項を調査し、審議するため、専門委員会を置くことができる。

(議事録)

第9条 研究所教授会の議事録は、事務職員が作成し、議長が署名し、総務・管理チームリーダーが保管する。

(会議の非公開)

第10条 研究所教授会の会議は、公開しない。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、研究所教授会の運営に関し必要な事項は、研究所教授会が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。